いう。）がある場合には、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前二年以内に開始した事業年度の法人税額のうちその繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる措置を講ずることとした。（第一五条、第二三条関係）

なお、偽りその他不正の行為により、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合の罰則について必要な規定を設けることとした。（第三三条関係）

2　法人の平成二三年三月一一日から同年九月一〇日までの間に終了する中間期間において東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものがある場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告において、当該中間期間において課される所得税額で当該中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）を還付する措置を講ずることとした。（第一六条、第二四条関係）

3　東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととした。（第一七条、第二五条関係）

4　事業者が、平成二三年三月一一日から平成二八年三月三一日までの間に、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした建物、構築物若しくは機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域（東日本大震災により滅失をした建物等の敷地等の区域をいう。以下同じ。）内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得等の時期に応じた次の償却割合を乗じた金額の特別償却ができることとした。（第一一条、第一八条、第二六条関係）

㈠　建物又は構築物

(1)　平成二三年三月一一日から平成二六年三月三一日までの間に取得等をしたもの　一〇〇分の一五（中小企業者等にあっては、一〇〇分の一八）

(2)　平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に取得等をしたもの　一〇〇分の一〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の一二）

㈡　機械装置又は一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具

(1)　平成二三年三月一一日から平成二六年三月三一日までの間に取得等をしたもの　一〇〇分の三〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の三六）

(2)　平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に取得等をしたもの　一〇〇分の二〇（中小企業者等にあっては、一〇〇分の二四）

5　事業者が、平成二三年三月一一日から平成二八年三月三一日までの期間（以下「対象期間」という。）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から一年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳ができることとした。（第一二条、第一九条～第二一条、第二七条～第二九条関係）

㈠　被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成二三年三月一一日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

㈡　被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

6　収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を二年以内の範囲で延長することができることとした。（第二二条、第三〇条関係）

三　相続税・贈与税関係

1　平成二三年三月一〇日以前に相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で同月一一日以後にその申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を東日本大震災の発生直後の価額とすることができることとするとともに、その申告期限を別に定める日まで延長することとした。（第三四条～第三六条関係）

2　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（以下「贈与税に係る住宅特例」という。）について、次の措置を講ずることとした。（第三七条、第三八条関係）

㈠　平成二二年一月一日から平成二三年三月一〇日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」という。）をした者が、同日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が東日本大震災により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなかったときは、居住の用に供することを要件としない。

㈡　平成二二年一月一日から同年一二月三一日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた者が、住宅用家屋の新築等をし、平成二三年三月一五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合の課税の特例について、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年一二月三一日までにその居住の用に供することができなかったときは、その居住期限を平成二四年一二月三一日まで延長する。

㈢　平成二三年一月一日から同年三月一〇日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合においては、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二四年三月一五日までに新築等ができなかったときであっても、贈与税に係る住宅特例の適用を受けることができることとした上で、その新築等の期限を平成二五年三月一五日まで延長する。

四　登録免許税関係

1　東日本大震災の被災者等が東日本大震災により滅失等をした建物に代わるものとして取得する建物の所有権の保存登記及び移転登記並びにその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、この法律の施行の日の翌日から平成三三年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第三九条関係）

2　東日本大震災の被災者等が取得する右記1の建物の敷地の用に供される土地の所有権等の移転登記等及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、この法律の施行の日の翌日から平成三三年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四〇条関係）

3　東日本大震災の被災者等が東日本大震災により滅失等をした船舶又は航空機に代わるものとして取得する船舶又は航空機の所有権の保存登記等及び移転登記等並びにこれらの取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記等で、この法律の施行の日の翌日から平成三三年三月三一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。（第四一条関係）